

いくとぴあ食花4施設 募集要項添付資料 (資料編)

新潟市 保健衛生部 保健所 環境衛生課 (動物愛護センター)
こども未来部 こども政策課
農林水産部 食と花の推進課 (事務局代表)

電話 025-226-1794 (食と花の推進課直通)

FAX 025-226-0021

E-mail shokuhana@city.niigata.lg.jp

いくとぴあ食花施設配置図



新潟市食と花の交流センター条例（平成24年7月2日条例第49号）

最終改正:平成29年7月3日条例第31号

改正内容:平成29年7月3日条例第31号 [平成30年4月1日]

○新潟市食と花の交流センター条例

平成24年7月2日条例第49号

改正

平成29年7月3日条例第31号

新潟市食と花の交流センター条例

（設置）

第1条 本市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供することにより、食と花の販路の拡大及び農村と都市との間の交流を推進し、もって農林水産業の振興及び市民の豊かな生活の実現に資することを目的として、新潟市食と花の交流センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区清五郎336番地に設置する。

（事業）

第2条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食と花のプロモーションを展開すること。
- (2) 食と花の新たな価値の創造に関すること。
- (3) 食と花の新たなライフスタイルを提案すること。
- (4) 食と花によるにぎわいの創出に関すること。
- (5) 食と花による憩いの空間を提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 花とみどりの展示館
- (2) 見本園
- (3) 情報発信コーナー
- (4) 直売所
- (5) レストラン
- (6) ほ場
- (7) 多目的広場
- (8) 駐車場

（休館日及び開館時間）

第4条 センターの休館日及び開館時間は、第15条に規定する指定管理者（第3項において「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定める。

2 前項の承認の基準は、センターの利用の状況、センターを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がセンターの休館日及び開館時間を定めた場合は、速やかに、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（利用の許可）

第5条 花とみどりの展示館を利用しようとするもの及び直売所又はレストランを営業のために利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。

- (1) 花とみどりの展示館、直売所又はレストラン（以下「花とみどりの展示館等」という。）の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 花とみどりの展示館等の利用の内容又は方法がセンターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、花とみどりの展示館等の管理上支障があると認められる場合

（利用の取止めの申出）

第7条 第5条の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、花とみどりの展示館等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（許可外の利用の禁止）

第8条 利用者は、花とみどりの展示館等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

（特別の設備の許可）

第9条 利用者は、花とみどりの展示館等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（行為の制限）

第10条 利用者及びセンターの入場者(以下「利用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為のうちセンターの植物を採取する行為及び第4号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) センターの植物を採取し、損傷し、又は汚損すること。
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第11条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第13条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 第5条の許可を受けてする花とみどりの展示館等の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) センターからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 利用者等は、センターの植物を第10条ただし書の許可なくして採取し、若しくは損傷し、若しくは汚損し、又はセンターの施設若しくは設備を損傷し、汚損し、若しくは亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) この条例の規定による許可に関する業務
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (3) 第12条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 第13条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (5) センターの植物、施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第18条 見本園を観覧しようとする者、利用者及び駐車場を利用した者は、その観覧又は利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第19条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第21条 第19条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第23条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(平成26年新潟市規則第5号で同26年6月21日から施行)

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第15条から第17条まで、第22条、第23条及び次項の規定 平成26年4月1日

(準備行為)

2 センターの休館日及び開館時間を定める行為、直売所等の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行(附則第1項第2号の規定による施行をいう。)前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年7月3日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 花とみどりの展示館の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市食と花の交流センター条例の規定の例により行うことができる。

別表(第18条関係)

1 見本園の利用料金

区分	利用料金の上限額(1人1回につき)
一般	500円
小学生・中学生	300円
一般及び小学生・中学生以外の者	無料

備考

- この表において「一般」とは、小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。
- この表において「小学生・中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

2 花とみどりの展示館の利用料金

施設名	単位	利用料金の上限額
花とみどりの展示館	1時間につき	2,700円

備考

- 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。
- 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の利用料金の上限額は、上表に規定する利用料金の上限額の200パーセントに相当する額とする。
- 花とみどりの展示館の附属設備に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

3 直売所及びレストランの利用料金

利用料金の上限額
売上金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)に100分の30を乗じて得た額

4 駐車場の利用料金

区分	利用料金の上限額(1台につき)
利用時間が1時間30分以内の場合	無料
利用時間が1時間30分を超え6時間以内の場合	1時間30分を超える30分までごとに100円
利用時間が6時間を超え24時間以内の場合	1,000円
利用時間が24時間を超える場合	24時間までごとに1,000円

新潟市食と花の交流センター条例施行規則（平成25年3月22日規則第22号）

最終改正:平成29年8月25日規則第56号

改正内容:平成29年8月25日規則第56号〔平成30年4月1日〕

○新潟市食と花の交流センター条例施行規則

平成25年3月22日規則第22号

改正

平成29年8月25日規則第56号

新潟市食と花の交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市食と花の交流センター条例（平成24年新潟市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（直売所及びレストランの利用の許可の期間）

第2条 直売所又はレストラン（以下「直売所等」という。）に係る条例第5条の許可の期間は、10年を超えない範囲内において指定管理者が定める。

（利用の許可の手続）

第3条 条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める期間内に、指定管理者が定める利用許可申請書に営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請をしたもののうち、条例第1条に規定する目的の達成に最も資すると認められるものに条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可をするものとする。

3 指定管理者は、条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可をした場合は、指定管理者が定める利用許可書を交付するものとする。

4 条例第5条前段の規定による花とみどりの展示館の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用の変更の許可の手続）

第4条 条例第5条後段の規定による直売所等の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める利用変更許可申請書に変更後の営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、条例第5条後段の規定による直売所等の利用の変更の許可をしたときは、指定管理者が定める利用変更許可書を交付するものとする。

3 条例第5条後段の規定による花とみどりの展示館の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用許可書等の携帯等）

第5条 直売所等に係る条例第5条の許可を受けたものは、当該許可に係る直売所等の利用をする場合は、第3条第3項の利用許可書又は前条第2項の利用変更許可書を携帯し、指定管理者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（利用の取止めの申出の方法）

第6条 直売所等に係る条例第7条の規定による申出は、指定管理者が定める利用取止申出書に指定管理者が定める書類を添え、これを指定管理者に提出して行うものとする。

2 花とみどりの展示館に係る条例第7条の規定による申出は、指定管理者が定めるところにより行うものとする。

（附属設備の利用料金）

第7条 条例別表の2の表備考3に規定する実費等を勘案して市長が別に定める花とみどりの展示館の附属設備に係る利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（届出）

第8条 条例第5条の許可を受けたもの及び新潟市食と花の交流センター（以下「センター」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) センターの植物を損傷し、又は汚損した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第9条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類

- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (売上金額の報告)

第10条 直売所等に係る条例第5条の許可を受けたものは、指定管理者が定めるところにより、条例別表の3の表に規定する売上金額を指定管理者に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日＝平成26年6月21日)

(準備行為)

- 2 条例附則第2項に規定する直売所等の利用の許可及び取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第4条まで及び第6条の規定の例により行うものとする。この場合において、前項ただし書に規定する規定の施行の日から条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条から第4条まで及び第6条の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定の申請に関する規則の廃止)

- 3 新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定の申請に関する規則(平成24年新潟市規則第75号)は、廃止する。

附 則(平成29年8月25日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新潟市食と花の交流センター条例の一部を改正する条例(平成29年新潟市第31号)附則第2項に規定する花とみどりの展示館の利用の許可及び取止めの申出、附属設備の利用料金の額を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市食と花の交流センター条例施行規則の規定の例により行うものとする。

別表(第7条関係)

種類	単位	利用区分	利用料金の上限額(円)
音響セット	一式	1時間につき	50
プロジェクターセット	一式	1時間につき	200
展示パネル	1台	1時間につき	20

備考 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。

別記様式(第9条関係)

別記様式(第9条関係)

新潟市食と花の交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

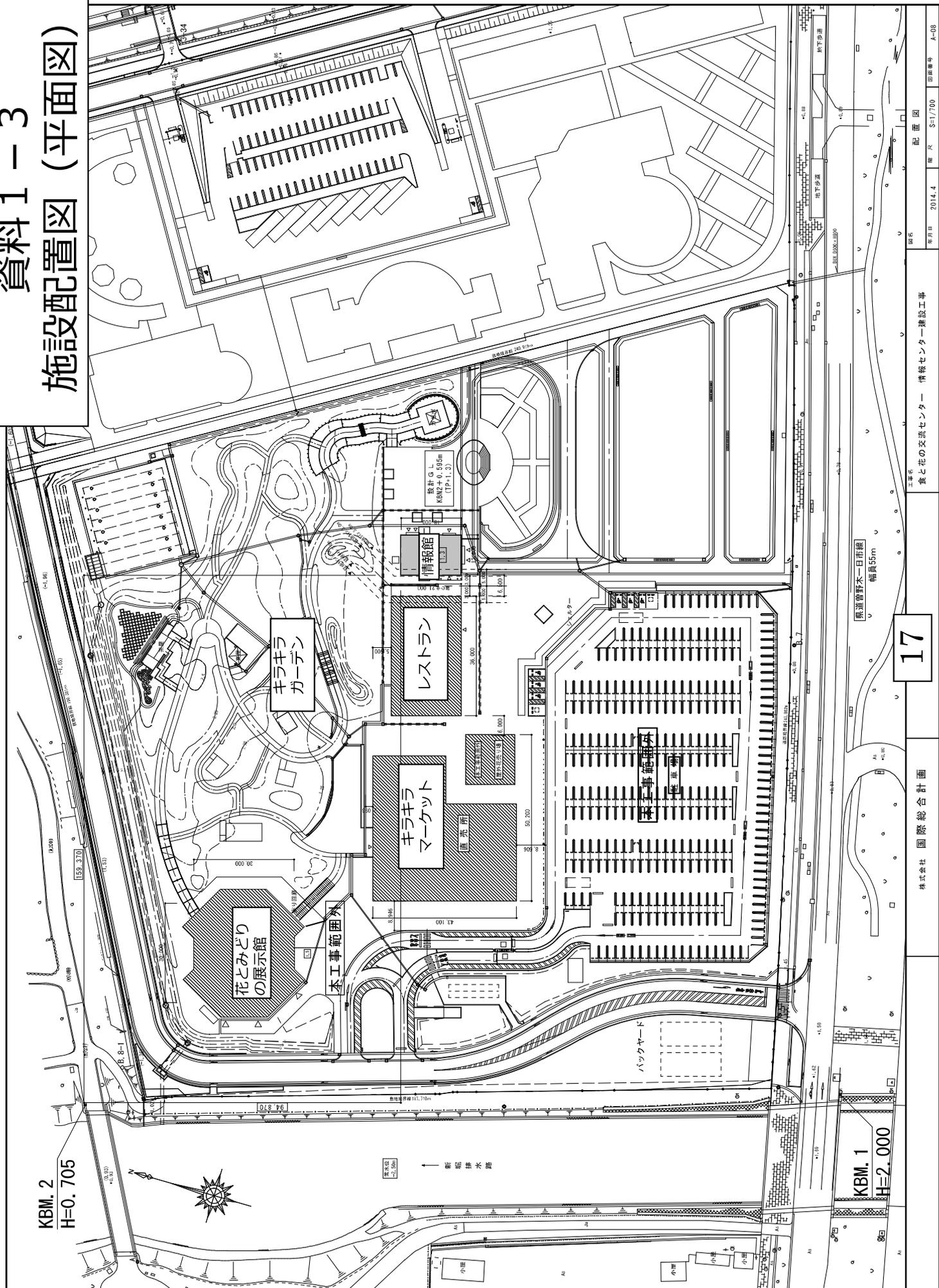
所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

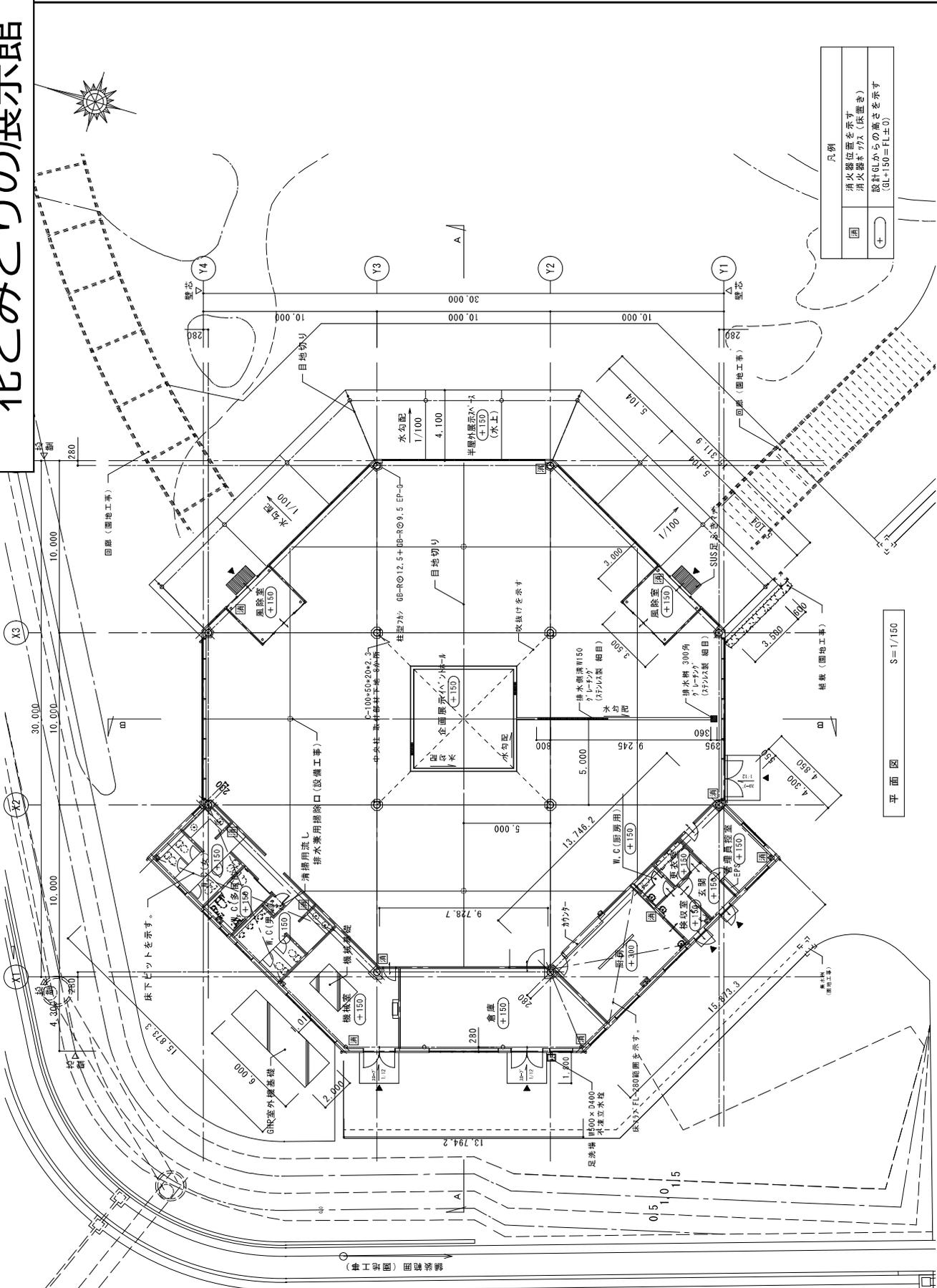
電話番号

新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

資料 1-3 施設配置図 (平面図)



資料 1-3 花とみどりの展示館



凡例	
■	消火器位置を示す
■	消火器がガス(圧置ま)
+	設計仕様の高さを示す (GL+150=FL±0)

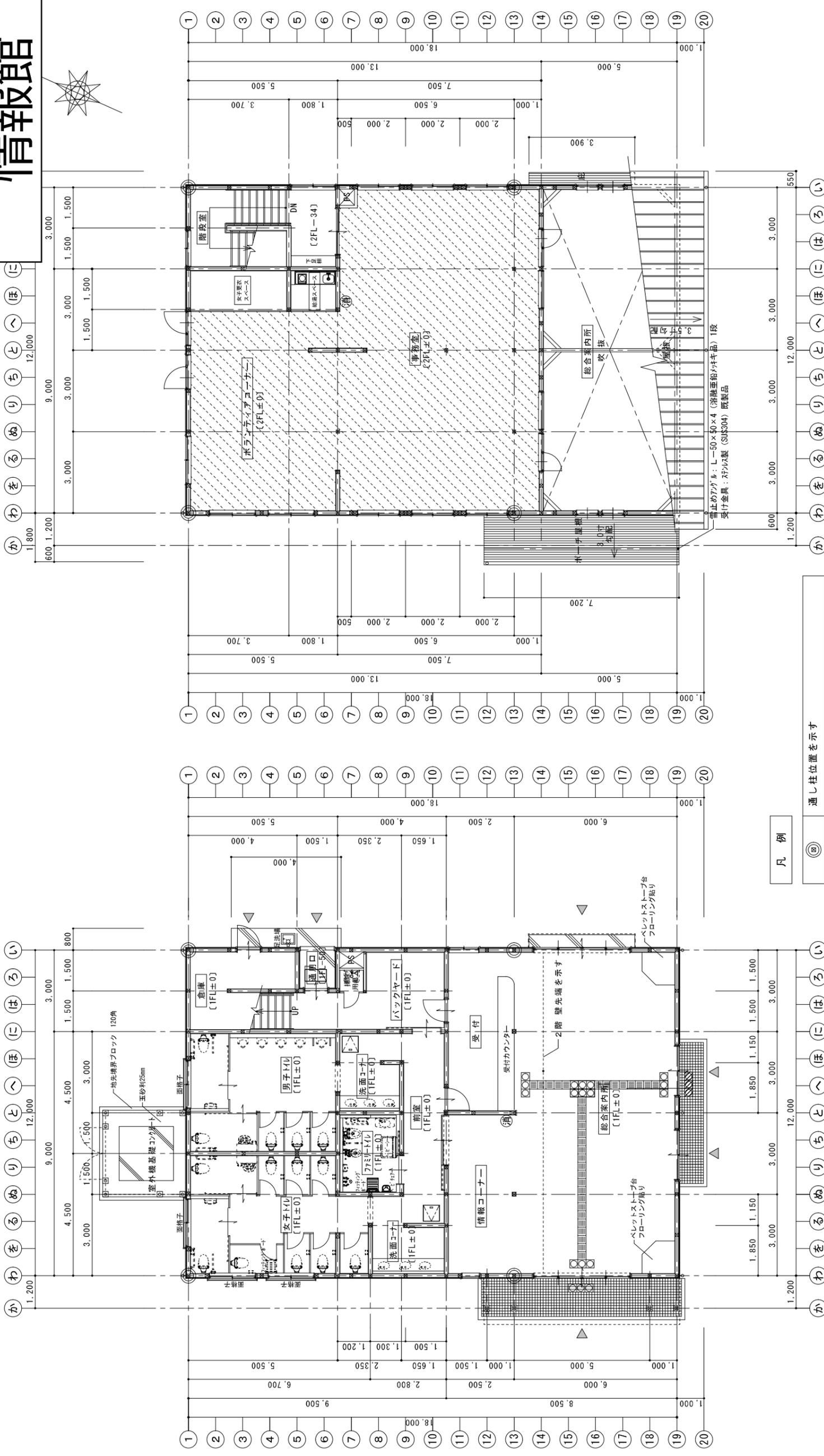
平面図 S=1/150

資料 1-3 キラキラガーデン



平成 25 年 度
 黒部市 4 号 黒部市と石の交流センター駐輪場工事
 黒部市黒部 1 丁目 5 番 12 号 (A1)
 黒部市 中央区 南五郎 地内
 位 置
 4 葉 中 の 2
 黒部市建設・都市交通建設部 建設課

資料 1-3 情報館



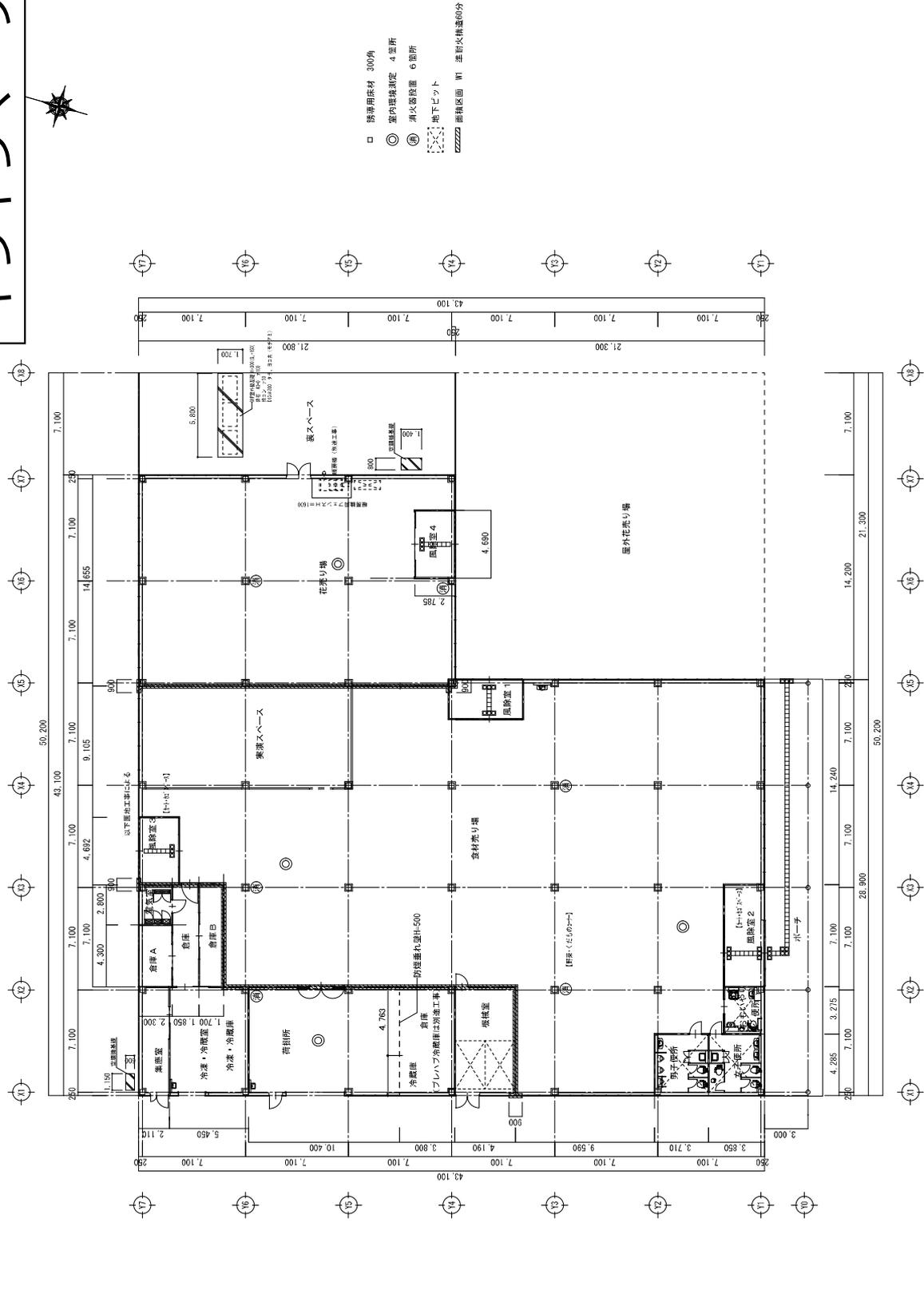
1階平面図 S=1/100

2階平面図 S=1/100

凡例

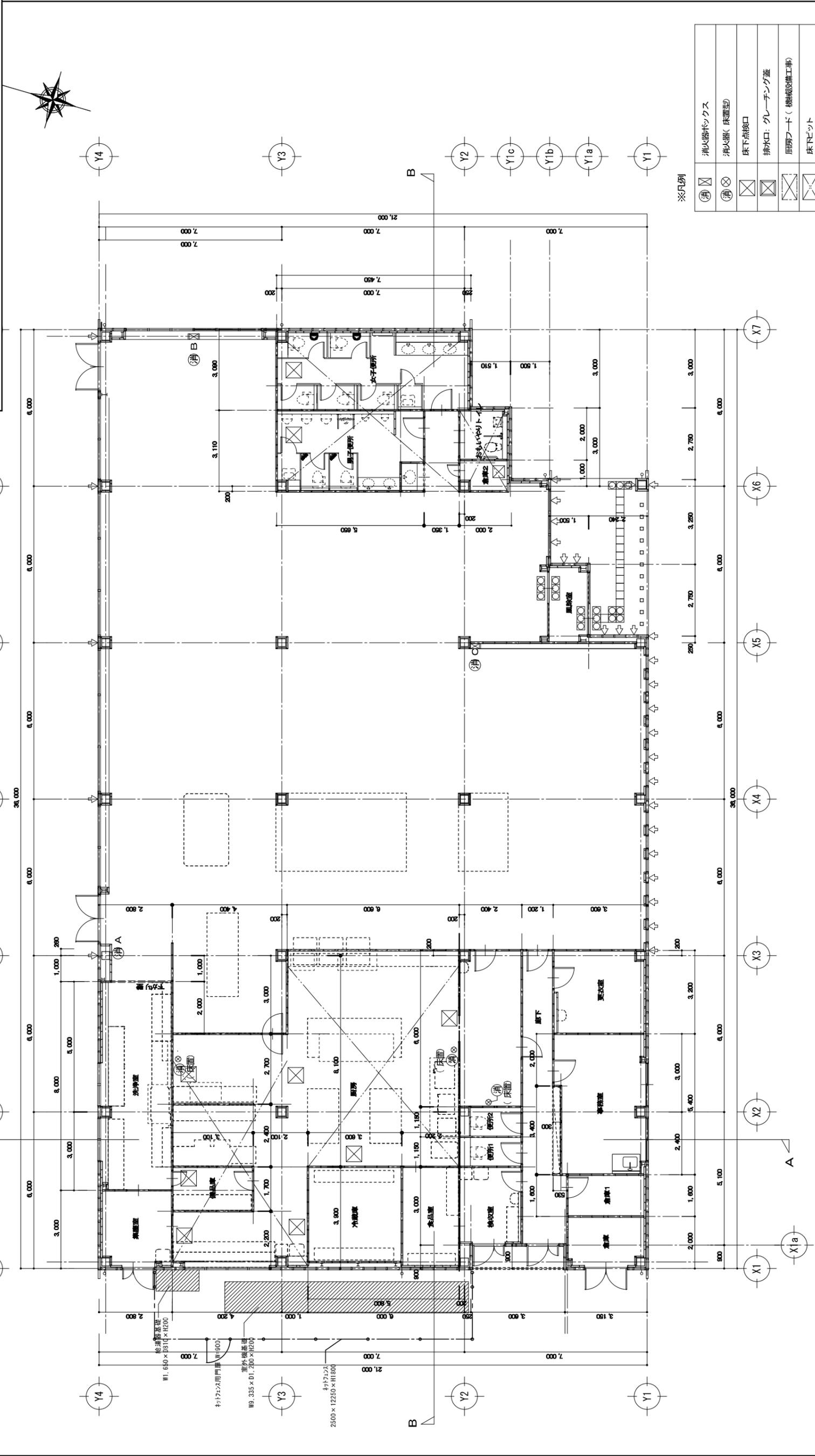
⊙	通し柱位置を示す
▽	床下点検口600角(7#製)
消	消火器位置(スラット'床置き)
〇	OA707-の範囲を示す
□	視覚障害者用点字録 SUS製 300角 15ヶ所
■	視覚障害者用点字録 SUS製 300角 33ヶ所
▨	視覚障害者用床タイل 磁器質 300角 注意喚起床材 6ヶ所

資料 1-3 キラキラーマーケット



 株式会社 タキザワ設計 <small>〒830-0042 新加通1-1-1 TEL: 083-946-0966(FAX) 083-946-4664</small> <small>一級建築士事務所 新加通1-1-1 事務所 事務所</small>	新加通公共建築第1課 食と花の交流センター 直売所建設工事	図名 1階平面図	縮尺 1:200	図番 A-08
		年月日 2014.04	図名 食と花の交流センター 直売所建設工事	縮尺 1:200

資料1-3 キラキラレストラン



※凡例

消	消火器ボックス
消	消火器(床置型)
消	床下点検口
消	排水口: グレーチング蓋
消	厨房フード(機械設備工事)
消	床下ピット
消	フランジャー用フック 30箇所
消	厨房機器、冷凍・冷蔵庫別途工事

平面図 S=1:100

<p>株式会社 タキザリ設計 <small>一般社団法人事務所 新潟県長岡市 第2009号 新潟市中央区在田1丁目番地11 TEL.025-245-6586(代) FAX.025-245-4554</small></p>	<p>工事名 食と花の交流センター レストラン建設工事</p>	<p>図名 平面図</p>	<p>竣工図</p>
	<p>新潟市建築部公共建築第1課</p>	<p>年月日 2014.04</p>	<p>縮尺 1:100</p>

新潟市食育・花育センター条例（平成22年12月20日条例第57号）

最終改正:平成29年7月3日条例第30号

改正内容:平成29年7月3日条例第30号 [平成30年4月1日]

○新潟市食育・花育センター条例

平成22年12月20日条例第57号

改正

平成23年6月28日条例第38号

平成26年2月21日条例第1号

平成29年7月3日条例第30号

新潟市食育・花育センター条例

(設置)

第1条 食と花を一体的に学ぶことができる場を提供することにより、食育及び花育を推進し、もって市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、新潟市食育・花育センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区清五郎401番地に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民が行う食育及び花育に関する活動の支援及び交流の促進に関すること。
- (2) 食育及び花育の普及及び啓発に関すること。
- (3) 食育及び花育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) アトリウム
- (2) 調理実習室
- (3) 講座室
- (4) 食の体験展示コーナー
- (5) 情報展示コーナー
- (6) 相談・図書コーナー
- (7) ほ場
- (8) 多目的広場

(休館日)

第4条 センターの休館日は、第16条に規定する指定管理者（第3項において「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定める。

2 前項の承認の基準は、センターの利用の状況、センターを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がセンターの休館日を定めた場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 調理実習室及び講座室（以下「調理実習室等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理実習室等の利用を許可しない。

- (1) 調理実習室等の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 調理実習室等の利用の内容又は方法がセンターの植物、施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調理実習室等の管理上支障があると認められるとき。

(利用の取止めの申出)

第8条 調理実習室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、調理実習室等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第9条 利用者は、調理実習室等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(特別の設備の制限)

第10条 利用者は、調理実習室等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(行為の制限)

第11条 利用者及びセンターの入場者(以下「利用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為のうち植物を採取する行為及び第4号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 植物を採取し、損傷し、又は汚損すること。
- (2) 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第12条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
 - (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの
- 2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第14条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 調理実習室等の利用を終了したとき。
 - (2) この条例の規定による許可を取り消されたとき。
 - (3) 行為の中止を命ぜられたとき。
 - (4) 退去を命ぜられたとき。
- 2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、センターの植物、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第17条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間の変更に関する業務。ただし、開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) この条例の規定による許可に関する業務
 - (3) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - (4) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
 - (5) 第14条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
 - (6) センターの植物、施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (7) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務
- (利用料金)

第19条 利用者は、調理実習室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第20条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第21条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第22条 第20条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第24条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可及びその取消し、使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成23年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成26年新潟市規則第7号で同26年6月21日から施行)

(準備行為)

2 新潟市食育・花育センターの休館日を定める行為及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市食育・花育センター条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年7月3日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の新潟市食育・花育センター条例(以下「新条例」という。)の規定の例により行うことができる。

3 新潟市食育・花育センターの休館日を定める行為、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

4 施行日前に改正前の新潟市食育・花育センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 新条例第19条の規定は、施行日以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

別表(第19条関係)

施設名	単位	利用料金の上限額(円)
調理実習室	1時間につき	800
講座室A	1時間につき	400
講座室B	1時間につき	400

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。
- 2 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の利用料金の上限額は、上表に規定する利用料金の上限額の200パーセントに相当する額とする。
- 3 調理実習室等の附属設備に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

新潟市食育・花育センター条例施行規則（平成22年12月21日規則第59号）

最終改正:平成29年8月25日規則第55号

改正内容:平成29年8月25日規則第55号〔平成30年4月1日〕

○新潟市食育・花育センター条例施行規則

平成22年12月21日規則第59号

改正

平成29年8月25日規則第55号

新潟市食育・花育センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市食育・花育センター条例（平成22年新潟市条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の手続）

第2条 条例第6条前段の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用の変更の許可の手続）

第3条 条例第6条後段の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用の取止めの申出の方法）

第4条 条例第8条の規定による申出は、指定管理者が定めるところにより行うものとする。

（附属設備の利用料金）

第5条 条例別表備考3に規定する実費等を勘案して市長が別に定める調理実習室等の附属設備に係る利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（届出）

第6条 利用者及び新潟市食育・花育センター（以下「センター」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 調理実習室又は講座室の利用を終了した場合
- (2) センターの植物、施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第7条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第17条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。（施行の日＝平成23年10月15日）

附 則（平成29年8月25日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為）
- 2 新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第30号。以下「一部改正条例」という。）附則第2項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の新潟市食育・花育センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定の例により行うものとする。
- 3 一部改正条例附則第3項に規定する利用料金の額を定める行為及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うものとする。（経過措置）
- 4 施行日前に改正前の新潟市食育・花育センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 新規則別表の規定は、施行日以後の利用に係る附属設備の利用料金の上限額について適用し、施行日前の利用に係る附属設備の使用料の額については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

種類	単位	利用区分	利用料金の上限額(円)
音響セット(調理実習室用)	一式	1時間につき	50
音響セット(講座室用)	一式	1時間につき	70
映像セット	一式	1時間につき	50
可変式プロジェクターセット	一式	1時間につき	200
展示パネル	1台	1時間につき	20

備考 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。

別記様式(第7条関係)

別記様式(第7条関係)

新潟市食育・花育センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

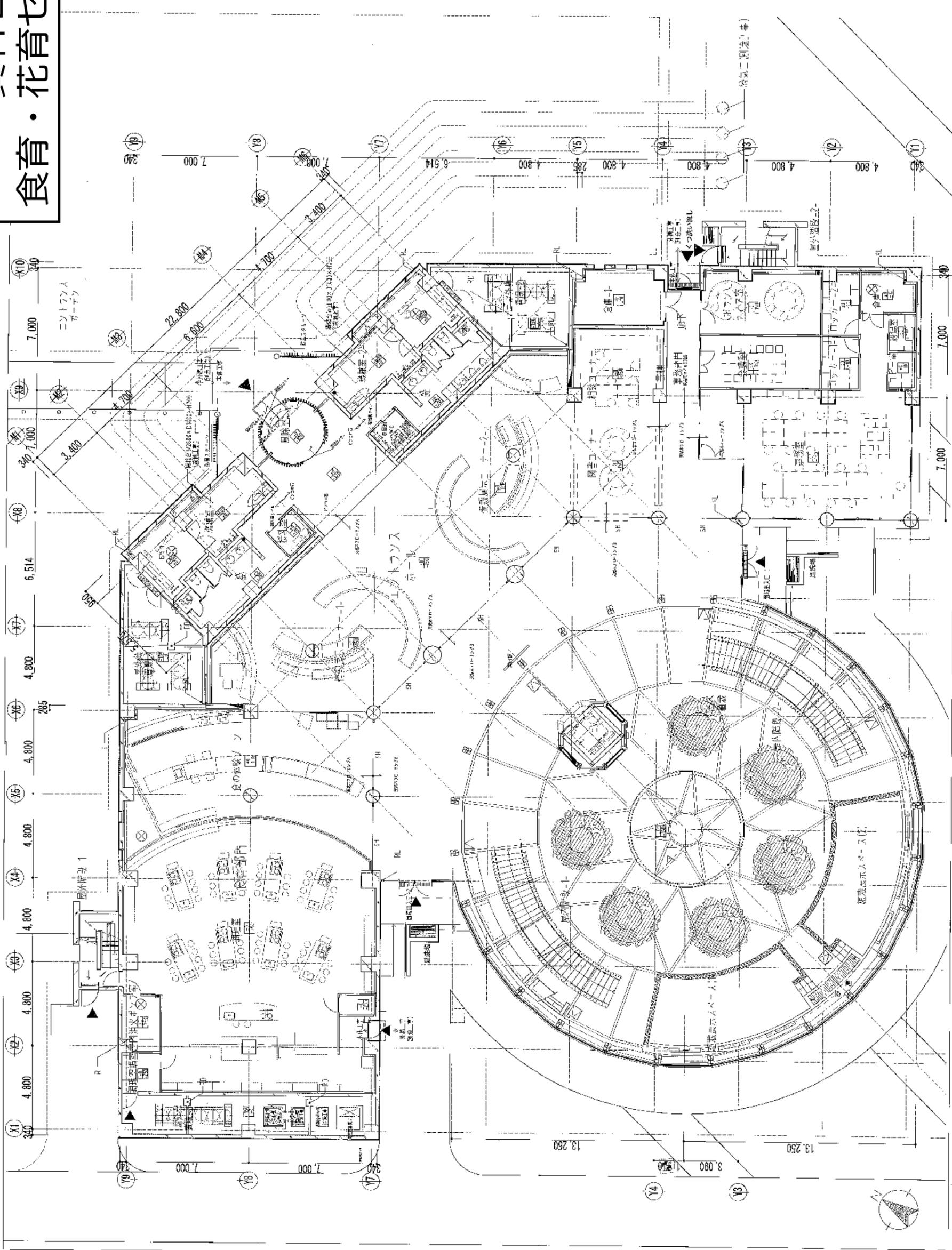
所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市食育・花育センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

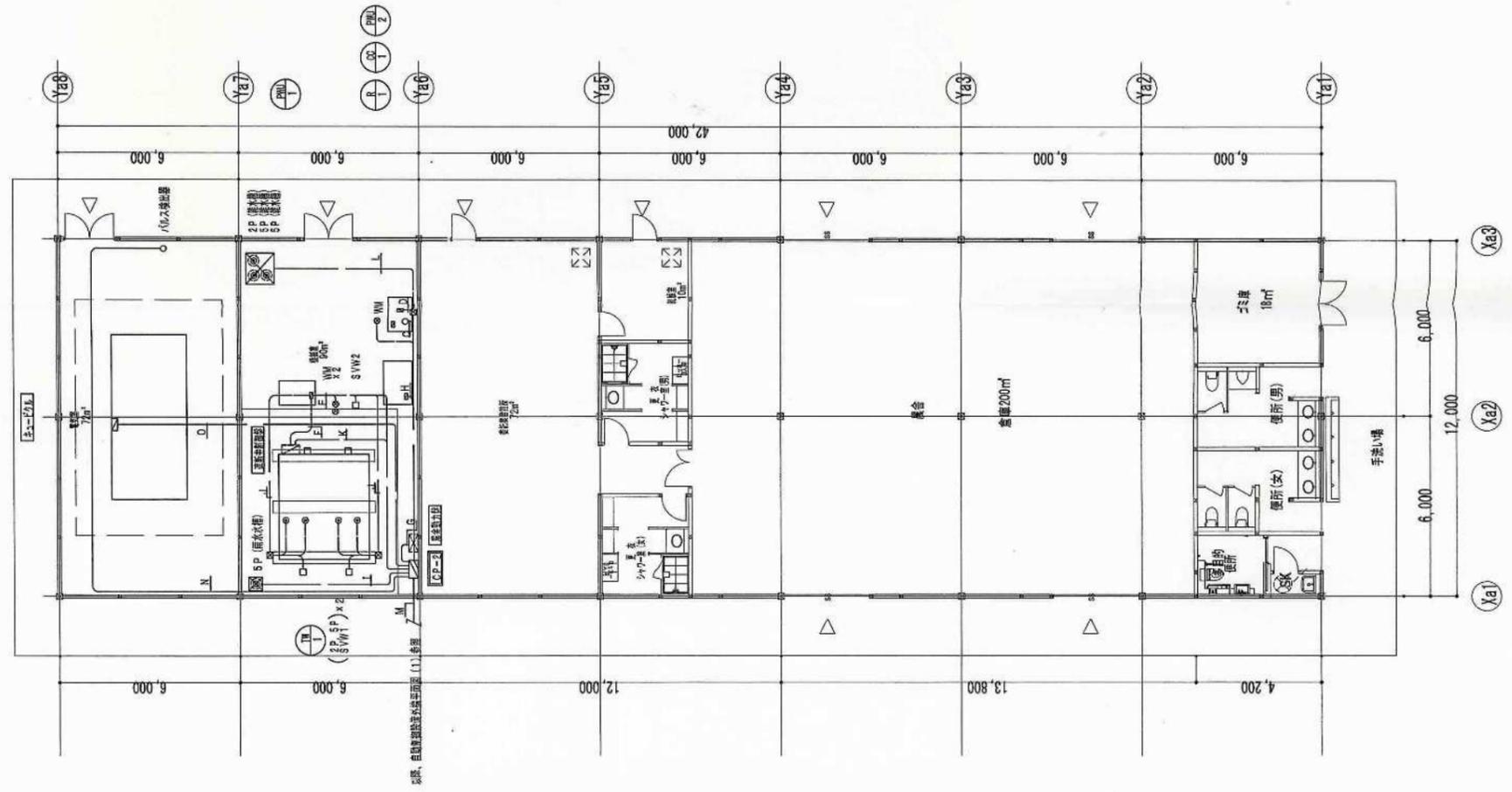
資料 2-3 食育・花育センター 1階



凡例	例
1	壁
2	柱
3	窓
4	扉
5	階段
6	エレベーター
7	トイレ
8	洗面所
9	キッチン
10	作業台
11	作業棚
12	作業椅子
13	作業テーブル
14	作業ベンチ
15	作業用電源
16	作業用照明
17	作業用換気
18	作業用排水
19	作業用給水
20	作業用ガス
21	作業用電気
22	作業用ガス
23	作業用電気
24	作業用ガス
25	作業用電気

新潟市建築部公共建築第1課
 新築
 2010.03
 1階平面図
 縮尺 1/100 A3:1/200 A4:1/200
 19
 104

資料 2-3 農舎



-1-	28				
-2-	28				
-C-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		EC-1
-D-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-E-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-F-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-G-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-H-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-I-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-J-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-K-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-L-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-M-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-N-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-O-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-P-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-Q-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-R-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-S-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-T-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-U-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-V-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-W-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-X-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-Y-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1
-Z-	EM-KPFE80.710C-3P	X.1	BF221		2PM-1

新潟市動物ふれあいセンター条例（平成24年7月2日条例第48号）

最終改正:

改正内容:平成24年7月2日条例第48号 [平成25年4月1日]

○新潟市動物ふれあいセンター条例

平成24年7月2日条例第48号

新潟市動物ふれあいセンター条例

（設置）

第1条 動物との触れ合いを通じて人と動物との関わりを学ぶ機会を提供することにより、動物愛護の精神を養い、これを普及させ、もって人と動物が共に暮らす心豊かな社会の実現に寄与することを目的として、新潟市動物ふれあいセンター（以下「センター」という。）を新潟市中央区清五郎345番地1に設置する。

（事業）

第2条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の特性及び動物との適切な触れ合い方についての情報を提供すること。
- (2) センターが飼育する動物（以下「飼育動物」という。）と触れ合う機会を提供すること。
- (3) 保健所が保護した犬及び猫のうち譲渡することができるものを飼育し、及び管理すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 動物飼育棟
- (2) 動物ふれあいハウス
- (3) アルパカ広場
- (4) ひつじ・やぎ広場
- (5) ポニー広場
- (6) ふれあい広場

（休館日）

第4条 センターの休館日は、第10条に規定する指定管理者（第3項において「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定める。

2 前項の承認の基準は、センターの利用の状況、センターを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がセンターの休館日を定めた場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（入場の制限）

第6条 市長は、センターに入場しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その入場を拒むことができる。

- (1) センターの利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 飼育動物を損傷し、汚損し、又は逃亡させるおそれがあると認められる場合
- (3) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合
- (4) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）以外の動物を伴っている場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる場合

（行為の制限）

第7条 センターの入場者（以下「入場者」という。）は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飼育動物を損傷し、汚損し、又は逃亡させること。
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 指定された餌以外の物を飼育動物に与えること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

（退去等の命令）

第8条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているものに対し、行為の中止、原状回復又はセンターからの退去を命ずることができる。

- 2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、入場者に対し、前項の規定による命令をすることができる。
(損害賠償)
- 第9条 入場者は、飼育動物を損傷し、汚損し、若しくは逃亡させ、又はセンターの施設若しくは設備を損傷し、汚損し、若しくは亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
(指定管理者による管理)
- 第10条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。
(指定管理者の指定の手続)
- 第11条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。
(1) センターの平等利用が確保されること。
(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
(指定管理者の業務の範囲)
- 第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 開館時間の変更に関する業務。ただし、開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
(2) 入場の制限に関する業務
(3) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
(4) 第8条の規定による退去等の命令に関する業務
(5) 飼育動物の飼育及び管理に関する業務
(6) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
(7) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務
(秘密を守る義務)
- 第13条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(個人情報の取扱い)
- 第14条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
(その他)
- 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。
(休館日の特例)
- 3 平成26年3月31日までの間におけるセンターの休館日は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。
(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日)
(2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 4 平成26年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第1号中「開館時間」とあるのは、「休館日又は開館時間」とする。

新潟市動物ふれあいセンター条例施行規則（平成24年7月2日規則第81号）

最終改正:

改正内容:平成24年7月2日規則第81号 [平成25年4月1日]

○新潟市動物ふれあいセンター条例施行規則

平成24年7月2日規則第81号

新潟市動物ふれあいセンター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市動物ふれあいセンター条例（平成24年新潟市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第2条 新潟市動物ふれあいセンター（以下「センター」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- （1）センターが飼育する動物を損傷し、汚損し、又は逃亡させた場合
- （2）センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- （3）センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- （2）役員名簿
- （3）経営状況に関する書類
- （4）納税を証する書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 条例附則第2項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

別記様式(第3条関係)
別記様式(第3条関係)

新潟市動物ふれあいセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

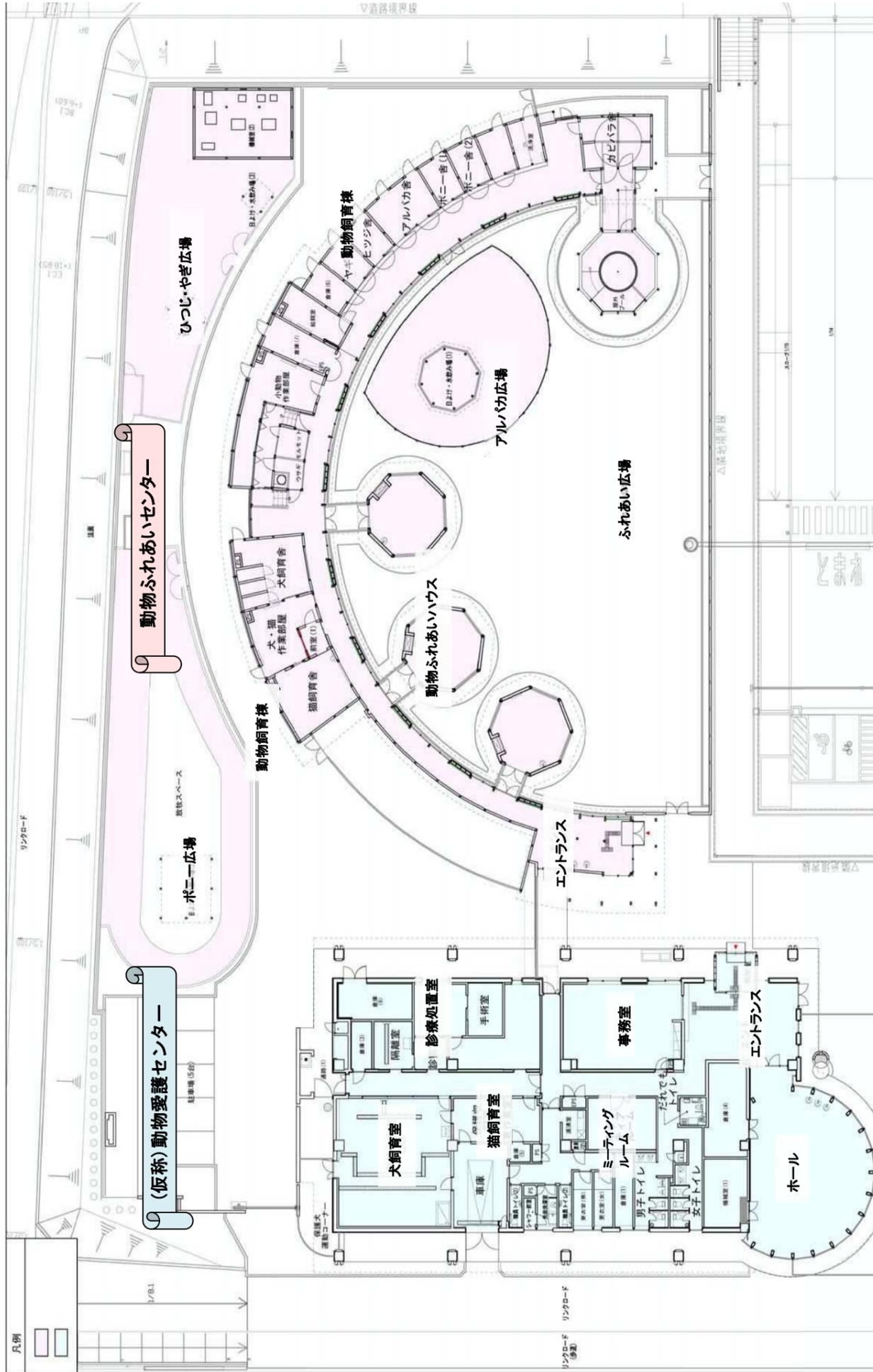
所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市動物ふれあいセンターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

新潟市動物ふれあいセンター平面図



新潟市こども創造センター条例（平成24年7月2日条例第47号）

最終改正:

改正内容:平成24年7月2日条例第47号 [平成25年5月25日]

○新潟市こども創造センター条例

平成24年7月2日条例第47号

新潟市こども創造センター条例

（設置）

第1条 子どもに創作活動及び体験活動の機会及び場を提供することにより、子どもの自ら生きる力を伸ばし、及び共に生きる力を育むことを目的として、新潟市こども創造センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区清五郎375番地2に設置する。

（事業）

第2条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの創作活動及び体験活動に関する事業を企画し、及び実施すること。
- (2) 子どもの創作活動及び体験活動に関する事業を行うものとの連携に関すること。
- (3) 子どもの創作活動及び体験活動の支援を行う者の育成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 陶芸・美術・ワークスペース
- (2) 光と音の造形スペース
- (3) 総合活動スペース
- (4) 憩いのスペース
- (5) ふれあい緑化スペース
- (6) 保育ルーム
- (7) 展示スペース

（休館日）

第4条 センターの休館日は、第13条に規定する指定管理者（第3項において「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定める。

2 前項の承認の基準は、センターの利用の状況、センターを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がセンターの休館日を定めた場合は、速やかに、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（利用者の範囲）

第6条 第3条第1号から第6号までに掲げる施設（以下「陶芸・美術・ワークスペース等」という。）を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該者を同伴する者
- (2) 子どもを対象とした創作活動及び体験活動を行うもので、市長が適当と認めるもの
- (3) 第1号に掲げる者に準ずる者として市長が適当と認める者

（利用の許可）

第7条 陶芸・美術・ワークスペース等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（行為の制限）

第8条 陶芸・美術・ワークスペース等の利用の許可を受けたもの及びセンターの入場者（以下「利用者等」という。）は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第5号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (2) センターの植物を採取し、損傷し、又は汚損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

（許可の条件）

第9条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第11条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) センターの利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) センターからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 利用者等は、センターの施設、設備又は植物を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間の変更に関する業務。ただし、開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) この条例の規定による許可に関する業務
- (3) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 第10条の規定による退去等の命令に関する業務
- (5) 第11条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (6) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(平成25年新潟市規則第64号で同25年5月25日から施行)

- (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 第13条から第17条までの規定 平成25年4月1日
- (準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行(前項第2号の規定による施行をいう。)前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(休館日に関する特例)

3 平成26年3月31日までの間におけるセンターの休館日は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日)
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 4 平成26年3月31日までの間における第15条の規定の適用については、同条第1号中「開館時間」とあるのは、「休館日又は開館時間」とする。
-

新潟市こども創造センター条例施行規則（平成24年7月2日規則第80号）

最終改正:

改正内容:平成24年7月2日規則第80号 [平成25年5月25日]

○新潟市こども創造センター条例施行規則

平成24年7月2日規則第80号

新潟市こども創造センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市こども創造センター条例（平成24年新潟市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第2条 条例第7条の規定により条例第3条第1号から第6号までに掲げる施設（以下「陶芸・美術・ワークスペース等」という。）の利用の許可を受けたもの及び新潟市こども創造センター（以下「センター」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- （1）陶芸・美術・ワークスペース等の利用を終了した場合
- （2）センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- （3）センターの植物を採取し、損傷し、又は汚損した場合
- （4）センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- （2）役員名簿
- （3）経営状況に関する書類
- （4）納税を証する書類
- （5）その他市長が必要と認める書類

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成25年5月25日）

- （1）次項の規定 公布の日
- （2）第3条及び別記様式の規定 条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（平成25年4月1日）

（準備行為）

2 条例附則第2項の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

別記様式(第3条関係)
別記様式(第3条関係)

新潟市こども創造センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市こども創造センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

